

一般社団法人三重県サッカー協会

基本規程《理事及び監事の報酬に関する規定》

第1章 総則

第1条〔目的〕

この規定は、一般社団法人三重県サッカー協会（以下「本法人」という。）定款 25 条の規定に基づき、理事及び監事の報酬について定めることを目的とする。

第2条〔定義等〕

この規定において、用語の意義は、次のとおりとする。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。
- （2）常勤役員とは、理事のうち本法人の業務に従事する者をいう。
- （3）非常勤役員とは、理事のうち、常勤役員以外をいう。
- （4）報酬とは、職務遂行の対価として受ける手当であって、費用とは明確に区分されるものである。
- （5）費用とは、事業や会議出席に要する交通費及び宿泊費等の経費並びに日当をいい、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

第3条〔報酬の支給と額〕

1. 定款 25 条に定めるとおり、役員に対し、報酬を別表第 1 のとおり支給する事ができる。
2. 本法人は、監事に対し、監査及び定款又は法律が定める監事の職務への対価として、交通費を除き別表第 2 の額を支給することができる。
3. 常勤役員には、本協会に通勤する場合の通勤手当を支給することができ、通勤手当の額は、「職員の給与規定」のとおりとする。
4. 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職慰労金を支給することができ、別表第 3 の額とする。
5. 退職慰労金は、常勤役員が退職した場合（職務上の義務違反を理由とする解任により退職した場合を除く。）又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

第4条〔報酬の決定基準〕

役員報酬は、社員総会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表に基づき、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

第5条〔報酬の支給日〕

常勤役員の報酬は、月額をもって支給するものとし、月の1日から末日までの期間につき、その月額を翌月5日に支給する。

第6条〔報酬額の日割り計算〕

1. 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
2. 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
3. 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
4. 第2項の規定にかかわらず、常勤の役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

第7条〔報酬の辞退〕

役員等の申し出により報酬を辞退する場合は、前条に定める報酬を支給しないことが出来る。この場合、あらかじめ当該役員は辞退届出書を本法人に提出しなければならない。

第8条〔費用〕

本法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、遅滞なく支払うものとする。

第9条〔改正〕

この規定の改正は、理事会の審議を経て、総会の議決により行うものとする。

附則

1. この規定は、平成26年3月18日から施行する。
2. この改正は、平成27年6月27日から施行する。
3. この改正は、平成29年6月24日から施行する。
3. この改正は、令和4年6月18日から施行する。

| | |
|-------|--|
| 常勤役員 | 1人につき年額450万円までの範囲内 |
| 非常勤役員 | ・事務作業をする場合は、1人につき月額3万円までの範囲内 ・理事会の出席などは、必要の都度 1人一律1,500円内 (食事代に替える事もできる) |

別表第2 監事

| | |
|-------------------------|-------------|
| 監査及び定款又は法律が定める監事の職務に対して | 1日当たり5,000円 |
|-------------------------|-------------|

別表第3 常勤役員退職慰労金

| | |
|---------|---------|
| 1期2年につき | 30,000円 |
|---------|---------|

1. 任期途中の退任の場合は、1ヶ月を1,250円として計算して支給する。
2. 役員が任期満了の日または、その翌日に再び役員となったときは、引き続き在職したものとみなす。
3. 4期8年の12万円を上限とする。